第百二十五条第三項中「第一号及び第二号に該当する中小企業者」の下に「（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下この項において「中小企業労働力確保法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号イ中「認定計画であつて」を「中小企業労働力確保法第五条第二項に規定する認定計画（以下この項において同じ。）であつて」に、「改善事業に係る計画及び」を「改善事業（中小企業労働力確保法第四条第一項に規定する改善事業をいう。以下この項において同じ。）に係る計画及び」に改め、「認定中小企業者等」の下に「（中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定組合等（以下この項において「認定組合等」という。）、認定組合等の構成員である中小企業者又は認定中小企業者（中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定中小企業者をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

第百三十九条の二を次のように改める。

第百三十九条の二　削除

第百四十四条の二第二項を次のように改める。

2　船員を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主又は期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主にあつては、第百十条第二項第一号イ及び第七項第一号イ並びに第百十八条の三第六項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第六号イ並びに同条第七項第一号イ中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第百十条第二項第一号イ⑮、第百十条の三第一項第一号、第百十八条の三第二項第一号イ及び第四項第一号イ並びに附則第十七条の四の四第一項第一号中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十五条　削除

附則第十五条の二の前に見出しとして「（雇用調整助成金に関する暫定措置）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前条第八項の規定により読み替えて適用される」を削り、「過去に前号イに該当するものとして」を「前号イに該当するものとして過去に」に改め、「又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたこと」、「又は附則第十五条第二項第二号イ⑴に定める期間（以下この項において「中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間」という。）」、「又は中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間」及び「若しくは中小企業緊急雇用安定助成金」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

附則第十五条の三第三項及び第四項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「附則第十五条第八項並びに前条第一項及び第二項」を「前条及び第一項」に、「事業主」を「被災地事業主」に、「当分の間」を「平成二十五年九月三十日までの間」に、「「四分の三」を「「四分の三」と、「五分の四」とあるのは「十分の九」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項各号列記以外の部分中「附則第十五条第八項並びに前条第一項及び第二項」を「前条及び前項」に、「事業主」を「被災地事業主」に、「当分の間」を「平成二十五年九月三十日までの間」に、「「四分の三」を「「四分の三」と、「五分の四」とあるのは「十分の九」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

岩手県、宮城県及び福島県の区域内に所在する事業所の事業主（以下この条において「被災地事業主」という。）に係る第百二条の三第二項の規定の適用については、平成二十五年九月三十日までの間、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「五分の四」とする。

附則第十五条の三第五項中「附則第十五条第八項並びに前条第一項及び第二項」を「前条及び第一項」に、「事業主」を「被災地事業主」に、「当分の間」を「平成二十五年九月三十日までの間」に、「「二分の一」を「「三分の二」に、「とする」を「と、「五分の四」とあるのは「五分の四（当該額のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者である対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額については、十分の九）」とする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十五条第八項並びに前条第一項及び第二項」を「前条及び第一項」に、「事業主」を「被災地事業主」に、「当分の間」を「平成二十五年九月三十日までの間」に、「「三分の二」を「「三分の二」に、「とする」を「と、「五分の四」とあるのは「五分の四（当該額のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者である対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額については、十分の九）」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項及び第八項を削る。

附則第十五条の四第一項中「又は附則第十五条第二項第一号」を削り、「第百二条の三第一項第二号イ⑴」を「同項第二号イ⑴」に改め、「及び附則第十五条第二項第二号イの対象期間」、「附則第十五条第八項の規定により読み替えて適用される」及び「及び附則第十五条第四項ただし書」を削り、同条第二項中「又は中小企業緊急雇用安定助成金」及び「附則第十五条第八項の規定により読み替えて適用される」を削り、「基準雇調金等」を「基準雇調金」に改め、「及び附則第十五条第四項ただし書に規定される基準雇調金等の対象期間の開始の日以後の支給日数」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　被災関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号イの適用については、同号イ中「⑸に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。

附則第十五条の五第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

附則第十五条の六から第十五条の八まで及び附則第十五条の九から第十五条の十一までを削る。

附則第十七条の三を次のように改める。

第十七条の三　削除

附則第十七条の四の二を次のように改める。

第十七条の四の二　削除

附則第十七条の四の三中「及び特例子会社等設立促進助成金」を削る。

附則第十七条の四の四第一項第一号中「一人（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者又は重度知的障害者である者を除く。）として雇い入れる場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主（同条第七項に規定する事業主に限る。）」を「雇い入れる事業主であつて、当該雇入れに係る者の数（当該者を短時間労働者（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）（重度身体障害者又は重度知的障害者である者を除く。）として雇い入れる場合にあつては、当該短時間労働者の数に二分の一を乗じて得た数とし、当該者を重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（短時間労働者を除く。）として雇い入れる場合にあつては、当該重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者の数に二を乗じて得た数とする。）が障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する法定雇用障害者数以上であるもの」に改め、同項第二号中「五十六人」を「五十人」に改め、同項第五号中「の雇入れの」を「に該当することとなつた」に、「当該」を「第一号の」に改め、同項第八号中「百万円」を「百二十万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第十七条の四の五を削る。